

(問) 高い金利での借入れはありますか？

(答) 県の借金残高の内訳は、利率5%以下での借入れが約98%、そのうち利率2%以下での借入れが約76%を占めています(平成18年度決算)。

5%を超える借金の中で、政府資金については、繰上償還等(*)が一部認められましたので、平成19~21年度で返済したり、または低い利率への借換えを行っています。残りの大半は、水俣病対策のためのチッソ貸付に伴い発行した県債であり、その償還はチッソが負担していますが、万が一、チッソからの返済が困難となった場合は国において「万全の措置を講ずる」こととされています。

(*) 公的資金補償金免除繰上償還について

通常、繰上償還を行うには、これから支払う予定の金利分を補償金として支払う必要があり、繰上償還や金利の低いものへの借換えができませんでした。平成19年度から平成21年度までの3年間で、金利5%以上のものの一部について財政力、実質公債費比率等に応じ、補償金免除で繰上償還を行うことが可能となりました。

【本県の対象額等】

普通会計債

本県の実質公債比率が14.8%(H15~H17平均値)であるため、「金利7%以上」が対象。

- ・ 旧資金運用部資金 84百万円(H20.3繰上償還)
- ・ 簡易保険資金 71百万円(H20.9繰上償還予定)

利息軽減効果:合わせて9百万円程度

企業会計債

金利5%以上のもので、本県の対象は工業用水事業のみ。

- ・ 旧資金運用部資金 167百万円(H22.3繰上償還予定)

利息軽減効果:34百万円程度

利率別借入残高割合(H18年度決算)

借入金利	1.5%以下	2.0%以下	2.5%以下	3.0%以下	3.0%~5.0%	5.0%~7.0%	7.0%超
割合	39.0%	37.3%	10.7%	3.9%	7.4%	2.1%	0.5%

(四捨五入の関係で、合計は100%にはならない)

